

勝央町地域包括支援センター管理システム更改業務仕様書

1 業務概要

- (1) 業 務 名 勝央町地域包括支援センター管理システム更改業務
- (2) 業務期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (3) 実施場所 岡山県勝田郡勝央町 平 地内

2 業務の目的

本業務は、勝央町地域包括支援センターが収集した情報と行政情報を一体的に管理・運用する体制を構築し、高齢者等に対する支援の最適化及び各事業の適正な執行を図るため、情報管理・評価システムの更改を行うことを目的とする。

3 対象データ量の目安

65歳以上人口:3,404人(令和8年3月末)
要支援認定者:166人(令和8年3月末)

4 基本要件

- (1) パッケージソフトの利用を基本とし、原則カスタマイズ不要とすること。カスタマイズが必要となる場合は最小限にとどめること。
- (2) 理解しやすい画面構成、分かりやすい操作性・履歴管理機能等を備えており、特別な知識がなくても情報の検索やデータ抽出処理ができるなど、汎用性を備えていること。
- (3) 本町の業務改善、負担軽減につながるシステムであること。
- (4) 地域包括支援センター管理システムを再構築するにあたり、ソフトウェア・ハードウェア等のセキュリティ対策に配慮するなど、利用者の個人情報の取り扱いに十分注意すること。
- (5) 機器及びソフトウェアの導入にあたり、職員への操作研修、指導を行うこと。
- (6) 制度改正等により内容の変更が生じた場合には、別途費用をかけることなく保守の範囲内で対応すること。ただし、大規模改正等の場合は別途協議する。

5 システム及びネットワークの構成

(1) システム

既存クライアント端末、既存ネットワークプリンターによるシステム利用を原則とし、同時接続アカウント数は5人分とする。

(2) ネットワーク

既存のネットワークを利用すること。本町クライアントより入力したデータは、サーバーへ即時処理を行うネットワーク集中管理型のシステムとする。

(3) その他

各種設定については、本町と協議の上行うこと。

セキュリティ対策等、システムを安定稼働させるために必要な環境を構築すること。環境構築後、システム起動テスト及びプリンタ印刷テストを行うこと。

6 機器構成・設置場所・動作環境

(1) 機器構成

既存クライアント端末でシステムが利用できる環境を構築することを原則とし、新規機器が必要な場合は受託者において調達し、その機器調達に係る費用はすべて見積に含めること。

なお、既存クライアント端末の仕様は(別表1)に記載する。

本稼働開始を令和9年4月1日とするため、契約締結日から令和9年3月31日までにシステム機器等の納入を全て完了すること。

(2) 設置場所

クライアント端末 : 勝央町地域包括支援センター内

(3) 動作環境

クライアント端末に、特段のソフトウェア資産を必要としないシステムであること。サーバーセットアップ、クライアントセットアップ、LAN 機器及び配線等は構築業務に含むこととし、構築終了後には、全ての機器ですぐにシステムが使用できる状態とすること。

7 機能要件

(1) 総合的な相談の受付から対応内容の記録までシステム内で管理でき情報共有が図れること。

また、各相談に関する情報に複数の集計区分を設け集計表が出力できること。

(2) 高齢者虐待管理の受付から協議票、アセスメント等の登録が可能なこと。

(3) 総合相談問い合わせ画面で、高齢者虐待で登録した情報が管理でき、画面上で総合相談と区別して表示されること。

(4) 基本情報、支援計画表入力画面については初めてシステムを操作する職員でも簡単に入力できるよう、帳票をイメージした画面構成であること。

(5) 外字表記に対応すること。

(6) LGWAN 回線を通じてアプリケーションを使用する LGWAN-ASP サービスでのシステム提供を原則とする。LGWAN-ASP サービスでのシステム提供ができない場合は勝央町情報セキュリティポリシーに準拠した提供方法とすること。

(7) システム機能要件については、別紙「システム機能要件一覧表のとおりとする。

なお、機能要件仕様書に記載されている機能以外に提案すべき機能がある場合は、全て見積りに含め提案すること。

8 機能強化・法改正対応

- (1) 地域包括支援センター管理システムにおけるソフトウェアのバージョンアップ及び法改正への対応には、対応版ソフトウェア(プログラム)の無償提供を行うこと。尚、適用作業については CD 等の配布だけではなく受託業者がサポートスタッフを派遣し、現地での適用作業又は電話等による適用作業の支援を行い、改正内容等の情報提供等を行うこと。
- (2) バージョンアップ内容は、システム業者側の機能追加に片寄らず、全国のユーザーの意見・要望を的確に汲み上げた内容であること。
- (3) 地域包括支援センター(指定介護予防支援事業所)とサービス事業所の間でのデータのやり取りなど、国が進める介護分野のICT活用に向けた取組に対応できるシステムであること。

9 セキュリティ

本業務システムは重要な個人情報扱うため、セキュリティについては勝央町情報セキュリティポリシーを遵守することとし、個人情報保護並びに情報漏洩への対策を行うこと。また、導入時に担当者への教育、指導を行うこと。

- (1) システム操作時のセキュリティ対策

ア ID・パスワードの設定が可能なこと。

イ システム起動時に、ID・パスワードによる利用者の確認ができること。

ウ ID ごとに利用できる機能を限定することができること。

エ アクセスログ(ID・操作メニュー・操作内容)の記録及び出力ができること。

オ 定期的なバックアップを実施し、障害発生時には速やかに復旧できること。

10 データ移行

- (1) データ移行の方法、時期については本町と十分な打ち合わせを実施の上、スケジュールを作成し、本町の承認を得ること。
- (2) 必須移行データは下記のとおりとする。
 - ①利用者基本情報(氏名・住所・電話番号・利用者区分等)
 - ②事業者基本情報(名称・事業所番号等)、サービス加算情報
 - ③アセスメント(利用者基本情報1、利用者基本情報2、基本チェックリスト)
 - ④ケアプラン(支援計画表、支援経過記録、利用票/提供票、別表)
 - ⑤相談業務(相談区分、集計区分)※家族構成図、週間プランについては任意とする。
- (3) 本番移行までに十分なりハーサルを実施し、本番移行をスムーズに行えるよう準備すること。
- (4) データ移行に関しては、現行システムから出力したデータを CSV 形式及び現行システムのバックアップ形式、紙媒体により提供することを想定している。提供するデータの変換・整列・結合等の加工方法について、記録内容を損なわない限り受託者の提案する方法を原則採用するものとする。

- (5) データ移行に当たっては、データ精度をより高めるとともに、不要データや不正データなどの混在や不整合の発見に努めること。また、不要データの整理や不正データの修正方法について提案すること。
- (6) 不足するデータがある場合は、本町から書面にて作成又は提供された帳票類をデータ入力作業によりデータを作成、システム処理可能な状態でデータを移行すること。
- (7) 移行データに関するトラブルが発生した場合は、本町担当者に速やかに報告しその指示を受け、システムの稼働が確実にスケジュール通りとなるように最善の努力をすること。

11 保守・サポート体制

保守・サポート体制については、システムの円滑な運営のための各種助言、情報提供を行うこと。

(1) サービス要件

① 問い合わせ対応サービス

- a. 本業務システム全般に関する質問、障害連絡等の受付窓口を設置すること。
- b. 受付方法は、電話及び電子メールとする。
- c. 窓口の対応時間は、原則、平日の8時30分から18時00分とする。また、国保連請求締日前の土曜日(祝日除く)も電話による対応又は現地での保守対応が実施できる体制がとれること。

② システム管理サービス

- a. 本業務システムを構成するハードウェア、ソフトウェア(OS、ミドルウェア、業務パッケージシステム等)、ネットワークについて全体を把握し、ハードウェア及びソフトウェア等の構成情報、設定情報等について管理を行うこと。
- b. システム環境等を変更した場合は、管理情報を最新の状態に改版の上、本町に提出すること。

③ セキュリティサービス

本業務システムを構成するソフトウェア(OS、ミドルウェア、業務パッケージシステム等)について、システム運用に影響を及ぼすような障害が発見された場合は、修正プログラムの適用等、必要な対策を実施すること。

④ 障害対応サービス

- a. 本業務システムにおいて障害が発生した場合は、システムを構成するハードウェア、ソフトウェアに関わらず速やかに復旧させること。
- b. 本町より障害発生連絡を受けた場合、速やかに障害復旧作業に着手すること。

⑤ パッケージシステム保守サービス

パッケージシステムの法制度改正対応に係る情報の詳細について説明を行うこと。また、法制度改正対応ソフトウェア(プログラム)の適用に必要な期間について本町へ提示し、当該対応ソフトウェアの適用作業を本サービスにて実施すること。

12 その他

- (1) 本仕様書は、本業務の基本的な内容について示すものであり、業務の性質上当然実施しなければならないもの、また、本仕様書に記載のない事項であっても、本業務を遂行するために必要な事項は全て実施すること。
- (2) 本業務において不明な点や、本仕様書に定めのない事項については、本町と協議の上、決定するものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないこと。
- (4) 仕様書の内容について、本町の指示又は設備上重大な問題が発生した場合は、協議の上、変更可能とする。

(別表1)既存クライアント端末の仕様

(1)	PC ①OS:Windows 11 pro(64bit) ②CPU:Intel Core i5(第 13 世代) 又は Intel Core i5-220U ③メモリ:16GB 以上 ④ストレージ:256GB 以上(SSD 内蔵) ⑤ディスプレイ解像度:FHD(1920×1080 ドット)以上(1677万色以上) ⑥WEB ブラウザ:Microsoftedge、Googlechrome
-----	--